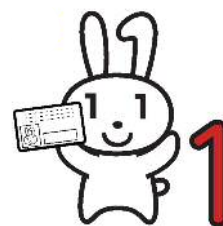


マイナンバーを利用した所得確認ができます！

福祉医療費助成制度の受給資格の判定において、マイナンバーを利用して所得の確認・審査ができます。対象者や手続き方法は以下のとおりです。



転入者・市外課税者等の所得の確認・審査方法

■『所得課税証明書』の提出

または

※希望の方法を選択ください。マイナンバーによる情報連携の場合は所得の照会に時間を要するため、お急ぎの際は『所得課税証明書』を取得ください。

■マイナンバーによる情報連携

※市が所得の照会を行うため、所得課税証明書の取得が不要となります。

情報連携を行うには以下の『地方税関係情報の取得に関する同意書』の提出が必要です。

1【対象者】 ※所得が未申告のかたは利用できません。

○1月1日に芦屋市以外に住民登録をしていたかた

○芦屋市に住民登録しているかたで、芦屋市以外に住民税が課税されているかた

2【手続きに必要なもの】 ※代理人が手続きする場合に必要なものは裏面をご覧ください。

(1) 地方税関係情報の取得に関する同意書

※同意書は受給対象者1人に対して1枚必要です。

※同意書には、受給資格の判定に必要な年の所得を申告した住所地（課税された住所地）を必ず記入してください。

(2) 個人番号確認書類

下記書類のうちいずれか1つ

●マイナンバーカード（個人番号カード）【裏面】

●住民票の写し（番号付き） ●住民票記載事項証明書（番号付き）

※芦屋市に住民票があるかたで、上記の書類がない場合は別途対応します。担当係までご相談ください。

(3) 本人確認書類

下記書類のうちいずれか1つ

●マイナンバーカード（個人番号カード）【表面】 ●運転免許証

●障がい者手帳 ●旅券（パスポート） ●在留カード 等

【上記が困難な場合は以下の書類等を2点】

●被保険者証（国民健康保険、健康保険、後期高齢者医療、介護保険等）

●福祉医療費受給者証 ●（特別）児童扶養手当証書 等

※ 所得確認対象者全員分の『個人番号確認書類』と『本人確認書類』の原本をご持参ください。

※ マイナンバーカードがあれば個人番号確認と本人確認が1枚で行えます。

※ 郵送による提出の場合は、所得確認対象者全員分の『個人番号確認書類』と『本人確認書類』の写しを送付ください。マイナンバーカード1枚のみによる確認の場合は、表面と裏面の写しが必要ですのでご注意ください。

3【代理人が手続きする場合に必要なもの】

1. 地方税関係情報の取得に関する同意書
2. 個人番号確認書類（写し可）
3. 代理人の本人確認書類の原本
4. 委任状等（任意代理人の場合）
5. 資格を証明する書類（成年後見人等の場合）



4【その他】

- (1) 他市区町村との情報連携が必要になるため、受給者証の発送までに時間がかかる場合がありますので、あらかじめご了承ください。受給者証が届くまでに医療機関等で受診された場合は、申請により還付しますので、必ず領収書を保管しておいてください。
- (2) 「地方税関係情報の取得に関する同意書」提出後に、確定申告等で所得状況に変更が生じた場合は、再度所得判定を行いますので下記の問い合わせ先までご連絡ください。連絡がない場合は、所得状況の変更による資格の再判定が行えません。

5【問い合わせ先】

芦屋市役所 地域福祉課 福祉医療係
市役所南館1階 ⑭番窓口
電話 (0797) 38-2076 (直通)